

日医発第 660 号(法安)(健II)(介)
令和 6 年 7 月 9 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 松本 吉郎
(公印省略)

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を
改正する法律」の公布及び施行について（協力依頼）

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」（令和元年法律第55号。以下「法」という。）については、令和元年12月13日付日医発第901号(法安153)(健II 181)(介135)にて、貴会宛に周知をしたところです。

今般、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第57号。以下「改正法」という。）が、本年 6 月 12 日に国会で可決・成立し、同月 19 日に公布・施行されたことに伴い、法に基づく補償金の請求期限が、令和11年11月21日まで延長されました。これを受け、厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長より本会に対して、法の円滑な施行に向けて、別紙のとおり、協力方依頼がありました。

つきましては、法の施行に際して、別添資料の内容につきご了知のうえ、特に下記の点について、貴会管下郡市区医師会及び医療機関、介護サービス事業所等の関係者に対してご周知いただき、元患者家族の方から依頼があった場合には、各医療機関等において適切にご対応いただきますよう、ご高配のほど、何卒よろしくお願ひいたします。

記

1 制度の周知

本法律による補償金支給制度とその手続きについて、支給対象となる方への効果的な周知を行うため、管下医療機関、介護サービス提供施設、事業所等において、別添 1 のリーフレットを配布するなど、引き続き制度の周知にご協力いただきたいこと。

2 請求者に係る記録の調査等

らい予防法（昭和 28 年法律第 214 号）施行当時、ハンセン病療養所以外の医療機関を受診していたハンセン病患者について、当時の治療に係るカルテ、診断書等の記録類、あるいは関係者の証言など、認定にあたっての判断材料となる関係資料の提供の求めがあった場合には、可能な限り速やかに応じていただきたいこと。

3 医師の意見書の作成等

ハンセン病療養所への入所歴がない元患者など、在園証明を提出できない場合に、元患者に係るハンセン病の発病歴、発病時期に関する医師の意見書の作成又はハンセン病を専門とする医師の紹介(必要に応じ国立ハンセン病療養所にお問い合わせいただきたいこと)の求めがあった場合には、ご協力いただきたいこと。

別添 1：ハンセン病元患者家族に対する補償金に関するリーフレット

別添 2：ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律関係資料

(官報、通知)

<参考>

○ハンセン病元患者家族に対する補償金に関する Q & A

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/hansen/index.html

○本法ならびに補償金支給手続き等についての照会先

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

ハンセン病元患者家族補償金支給業務室 (03-5253-1111 (内線 2148、2149))

以上

健生難発0619第7号
令和6年6月19日

公益社団法人日本医師会 会長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長
(公印省略)

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」の公布及び施行について（協力依頼）

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第57号。以下「改正法」という。）については、本年6月12日に国会で可決・成立し、本日公布・施行されたところです。

改正法により、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」（令和元年法律第55号。以下「法」という。）に基づく補償金の請求期限は、令和11年11月21日まで延長されることになりました。

つきましては、法の円滑な施行に当たり、貴会におかれましても、改めて下記の事項につき、御理解、御協力をいただくとともに、都道府県医師会を通じ管下の医療機関等にも周知していただきますようお願いします。

記

1. 制度の周知

法において、国は、補償金の支給手続等についての周知を行うこととされており、厚生労働省においては、地方自治体の行政広報誌や公共交通広告、ホームページを通じた周知などに取り組んできたところです。

貴会におかれましても、引き続き、管下の医療機関等でのリーフレット（別添1）の配布や、メールマガジン等による厚生労働省の相談窓口の案内等を行っていただくなど、制度の周知に御協力いただきますようよろしくお願いします。

2. 請求者に係る記録の調査等

法において、厚生労働大臣は、補償金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行うこととされており、当該者は、厚生労働大臣に、請求書を提出しなければならないこととされていま

す。請求書には、請求者と一定の家族関係を有したことがある者がハンセン病元患者（法第2条第1項に規定する「ハンセン病元患者」をいう。以下同じ。）であることを証明することができる書類を添付する必要があります。らい予防法（昭和28年法律第214号）が施行されていた当時、ハンセン病療養所以外の医療機関を受診していたハンセン病患者も存在していることから、ハンセン病の治療に係るカルテや診断書等の記録が当該医療機関に残っている可能性があります。また、当該医療機関に記録が残っていないなくても、在職している医師や職員から当該請求者がハンセン病に罹患していた事実に関する証言が得られるのであれば、認定にあたっての重要な判断材料となります。各医療機関において、請求者からカルテ等の請求を受けた場合には、可能な限り速やかに関係資料を提供していただきますようお願いします。

なお、請求者への関係書類の提供に当たっては、本人（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第4項に規定する「本人」をいう。）の同意が得られていることを確認するなどの個人情報保護法に則った対応により、ハンセン病元患者のプライバシーの保護に十分配慮いただくようお願いします。

3. 医師の意見書の作成等

施行規則において、補償金を請求する際には、請求者は、「請求に係るハンセン病元患者が法第2条第1項各号に掲げる者に該当することを証明することができる書類」を請求書に添付することとされており、請求者は、施行規則第4条第4号各号に規定する金銭の支払を受けたことを証明することができる資料や、請求に係るハンセン病元患者が平成8年3月31日までの間にハンセン病療養所に入所していたことを証明することができる在園証明書等を提出する必要があります。

他方で、前述の金銭の受給歴やハンセン病療養所への入所歴がないハンセン病元患者がいることも否定できないため、万が一、上述の書類が提出できない場合には、ハンセン病元患者のハンセン病の発病歴及び発病時期に関する医師の意見書の提出を求めるとしております。

各医療機関におかれでは、請求者から求めがあった場合には、可能な限り意見書の作成又はハンセン病を専門とする医師の紹介に御協力をよろしくお願いします。なお、ハンセン病を専門とする医師については、必要に応じ、国立ハンセン病療養所にお問い合わせください。

あわせて、意見書の作成等に当たっては、請求者のプライバシー保護に十分配慮いただくようお願いします。

別添1：ハンセン病元患者家族に対する補償金に関するリーフレット
別添2：ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律関係資料
(官報、通知)

<参考>ハンセン病元患者家族に対する補償金に関するQ & A
(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/hansen/index.html

(照会先)

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課
ハンセン病元患者家族補償金支給業務室
担当：山崎、鈴木、榎本
電話：03-5253-1111（内線 2148、2149）
hoshoukin@mhlw.go.jp

健生難発 0619 第 9 号
社援総発 0619 第 2 号
障企発 0619 第 1 号
老総発 0619 第 2 号
令和 6 年 6 月 19 日

各 都道府県 衛生主管部（局）長
民生主管部（局）長

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局総務課長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
(公印省略)

厚生労働省老健局総務課長
(公印省略)

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を
改正する法律」の公布及び施行について（協力依頼）

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 57 号。以下「改正法」という。）については、本年 6 月 12 日に国会で可決・成立し、本日公布・施行されたところです。

改正法により、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」（令和元年法律第 55 号。以下「法」という。）に基づく補償金の請求期限は、令和 11 年 11 月 21 日まで延長されることになりました。

つきましては、法の円滑な施行に当たり、都道府県におかれましても、改めて下記の事項につき、御理解、御協力をいただくとともに、貴管内の市区町村に周知していただきますようお願いします。

記

法において、国は、補償金の支給手続等についての周知を行うこととされており、厚生労働省においては、地方自治体の行政広報誌や公共交通広告、ホー

ムページを通じた周知などに取り組んできたところであり、各地方公共団体関係局におかれましても、庁舎でのリーフレットの配布や厚生労働省の相談窓口の案内を行っていただきました、制度の周知に御協力いただきました。

今般、法に基づく請求期限が延長されたことを踏まえ、引き続き、制度の周知に御協力いただきますようお願いいたします。本補償金の支給対象者の関係者の方の中には、介護保険サービス等を利用している方も多いと想定されることから、保健衛生関係部局のみならず、福祉関係部局等においても共有いただきますようお願いいたします。

また、その際には、各都道府県や市区町村の行政広報紙への広告掲載やポスターの掲示、当省ホームページに掲載している補償金の申請手続の詳細等に関する関係資料（リーフレット、申請様式及びQ&A）の活用などにより、本制度及び延長後の請求期限の周知について御協力をお願い申し上げます。

また、厚生労働省において、補償金制度に係るポスターを作成し、7月頃に配布させていただきますので、掲示いただきますようお願いします。

別添1：ハンセン病元患者家族に対する補償金に関するリーフレット

別添2：ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律関係資料
(官報、通知)

<参考>ハンセン病元患者家族に対する補償金に関するQ&A

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/hansen/index.html

(照会先)

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

ハンセン病元患者家族補償金支給業務室

担当：山崎、鈴木、榎本

電話：03-5253-1111（内線 2148、2149）

hoshoukin@mhlw.go.jp

ハンセン病元患者の御家族の皆様へのお知らせ ～補償金の支給制度について～

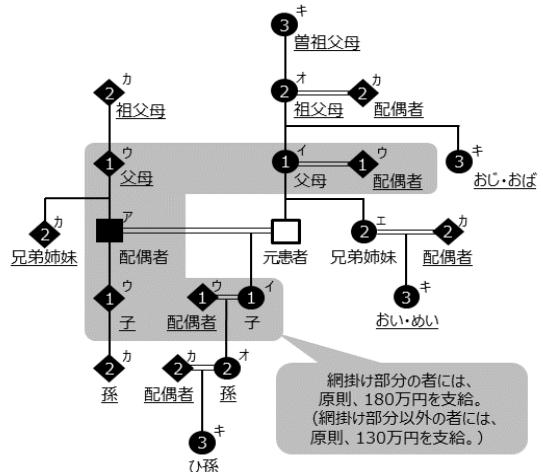
- 令和元年(2019年)11月15日に、議員立法により「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号。以下「法」という。）」が成立し、同年11月22日に公布・施行されました。また、令和6年(2024年)6月12日に、議員立法により「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同年6月19日に公布・施行され、補償金の請求期限が令和11年(2029年)11月21日まで延長されました。
- 法の前文では、ハンセン病の隔離政策の下、ハンセン病元患者家族等が、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、これに対する取組がなされてこなかった、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびする旨が述べられています。
- 法に基づき、対象となるハンセン病元患者の御家族の方々に補償金を支給いたします。

1. 補償金の支給対象となる方及び補償金の額について

平成8年（1996年）3月31日までの間（らい予防法が廃止されるまでの間）にハンセン病の発病歴（※1）・国内等居住歴（※2）のある方と次のア～キの関係にあったことがある方（※3）であって、現在、生存されている方が対象となります。なお、「配偶者」には、事実婚の配偶者も含みます。

	対象者	補償金の額
ア	配偶者	
イ	親、子	
ウ	1親等の姻族等（※4）であって、ハンセン病歴のある方と同居（※5）していた方	180万円
エ	兄弟姉妹	
オ	祖父母・孫であって、ハンセン病歴のある方と同居（※5）していた方	
カ	2親等の姻族等（※6）であって、ハンセン病歴のある方と同居（※5）していた方	130万円
キ	曾祖父母・ひ孫・おじ・おば・おい・めいであって、ハンセン病歴のある方と同居（※5）していた方	

●：血族
・親子や兄弟姉妹のように、血縁関係がある者
・養子と、養親及びその血族
◆：姻族
・配偶者の血族又は血族の配偶者
1～3：親等数（下線付きの者は、元患者と対象期間に同居していたことがある場合のみ対象。）



※1 ハンセン病療養所への入所歴の有無やハンセン病が治癒した時期は問いません。ただし、台湾、朝鮮等の本邦以外の地域の方で、日本に居住したことのない場合には、昭和20年(1945年)8月15日までにハンセン病を発病した方に限ります。

※2 昭和20年(1945年)8月15日までの台湾、朝鮮等の本邦以外の地域を含みます。

※3 ハンセン病歴のある方のハンセン病の発病（発病時にハンセン病歴がある方が国内等に居住していなかった場合は、当該者が国内等に住所を有するに至った時）から平成8年(1996年)3月31日まで（台湾、朝鮮等の本邦以外の地域に居住している方で、日本に居住したことのない場合は、昭和20年(1945年)8月15日まで）の間に当該ハンセン病歴のある方とア～キの関係にあったことがあり、当該関係があった期間に国内等居住歴（※2）がある方が対象です。

※4 1親等の姻族等には、親・子の配偶者及び配偶者の親・子が含まれます。

※5 「同居」とは、発病から平成8年(1996年)3月31日までの間に生活の本拠を同一にしていましたことを意味し、休暇時の帰省等の一時的な滞在は含みません。

※6 2親等の姻族等には、祖父母・兄弟姉妹・孫の配偶者及び配偶者の祖父母・兄弟姉妹・孫が含まれます。

2. 補償金の請求手続について

- ・ 請求書は、厚生労働省(下記の補償金担当窓口)に郵送してください。記載は日本語のみ可。
- ・ 請求書の様式は、厚生労働省のホームページ(ダウンロード)に掲載しているほか、御連絡をいただければ個別に郵送いたします。
- ・ 請求期限は令和11年(2029年)11月21日までです。
- ・ 詳しくは、厚生労働省のホームページに掲載している、「ハンセン病元患者家族に対する補償金Q&A」を参照ください。

<請求書の記載事項や添付書類について>

- 請求書には、様式に沿って、元患者がハンセン病の診断を受けた年月日又はハンセン病療養所に入所していた年月日、療養所の名称及び所在地、元患者との関係性などを記載してください。
- 請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください(※印のものは、厚生労働省ホームページに様式を掲載しています。)
 - ・ 添付書類チェックシート(※)
 - ・ 住民票の写しなど請求者の氏名、性別、生年月日、住所又は居所を証明する書類
 - ・ 請求者の家族であったことがある方で平成8年3月31日までのハンセン病の発病歴があることを証明する書類
 - ・ 請求者及びハンセン病歴のある方それが国内等居住要件を満たすことを証明する書類
 - ・ 請求者が上記※3の期間にハンセン病歴のある方と請求書に記載の家族関係であったことを証明する書類
 - ・ 請求者が上記1. ウ、オ、カ又はキである場合、当該ハンセン病歴のある方と※3の期間に同居していたことを証明する書類
 - ・ 補償金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにできる書類(通帳やキャッシュカードの写しなど)
 - ・ その他請求に係る事実を証明する資料(例: 国立ハンセン病療養所の入所期間証明書、戸籍謄本、関係者の陳述書など)
 - ・ 添付書類の日本語訳(外国語で作成された添付資料がある場合のみ)

3. 担当窓口

請求書の提出や請求に関する御相談については、厚生労働省(健康・生活衛生局難病対策課ハンセン病元患者家族補償金支給業務室)の下記の相談窓口に御連絡ください。

厚生労働省 補償金相談窓口

電話番号 **03-3595-2262**

受付時間 10:00~16:00
(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

宛先 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省健康・生活衛生局補償金担当宛て

メールアドレス hoshoukin@mhlw.go.jp

(号外)
独立行政法人国立印刷局

〔法 律〕

目 次

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (法律第五三号) (内閣府本府)
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律 (五四)
- 障害のある児童及び生徒のための教育用特定図書等の普及の促進等に関する法律等の一部を改正する法律 (五五)
- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律 (五六)
- ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律 (五七)
- スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律 (五八)
- 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府五九)

〔府 令〕

三 三 三 四 三 二 四

裁判所	破産、免責、再生関係
特殊法人等	独立行政法人住宅金融支援機構参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示関係
地方公共団体	教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他	会社決算公告
会社	

1	◇ 地域の実情を踏まえ、競争参加資格等の入札に関する事項を適切に定めること。(第七条第一項第七号関係)
2	◇ 地域で十分に普及していない技術を有する事業者と地域の事業者との連携等の措置を行うこととし、関係法律の改正を行うこととした。
1	この法律は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。
2	◇ 公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律 (法律第五四号) (国土交通省)
1	一 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正関係
2	2 基本理念として、次に掲げる規定を追加することとした。
1	(一) 公共工事等に関する技術の研究開発等の推進及びその新たな技術としての活用 (第三条第六項関係)
2	(二) 公共工事等に従事する者の休日等の労働環境の適正な整備についての配慮 (第三条第九項関係)
3	(三) 新たな技術を活用した資材、機械、工法等の効果の適切な評価等によるその活用への配慮 (第三条第一項関係)
4	(四) 各段階における情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上への配慮 (第三条第一項関係)
5	(五) 脱炭素化に向けた技術等の活用への配慮 (第三条第一項関係)
6	2 発注者等の責務
7	3 受注者等の責務

1	(一) 総合的に価値の最も高い資材等の採用に、発注に関し、経済性に配慮しつつ、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めること。(第七条第一項第二号及び第六号関係)
2	(二) 地域の実情を踏まえ、競争参加資格等の入札に関する事項を適切に定めること。(第七条第一項第七号関係)
3	(三) 地域で十分に普及していない技術を有する事業者と地域の事業者との連携等の措置を行ふこととし、関係法律の改正を行うこととした。
4	1 この法律は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。
5	◇ 公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律 (法律第五四号) (国土交通省)
6	1 一 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正関係
7	1 基本理念として、次に掲げる規定を追加することとした。
8	(一) 公共工事等に関する技術の研究開発等の推進及びその新たな技術としての活用 (第三条第六項関係)
9	(二) 公共工事等に従事する者の休日等の労働環境の適正な整備についての配慮 (第三条第九項関係)
10	(三) 新たな技術を活用した資材、機械、工法等の効果の適切な評価等によるその活用への配慮 (第三条第一項関係)
11	(四) 各段階における情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上への配慮 (第三条第一項関係)
12	(五) 脱炭素化に向けた技術等の活用への配慮 (第三条第一項関係)
13	2 発注者等の責務
14	3 受注者等の責務

(二) 削減等が行われた温室効果ガスの量の検証及び記録

(1) (一)の(3)による通知を受けた者は、国際協力排出削減量口座簿に開設された口座にその実施した国際温室効果ガス排出削減等協力事業による国際協力排出削減量の増加の記録をすることについての申請書を主務大臣に提出するものとした。(第五七条の第四項関係)

(2) 主務大臣は、(1)により提出された申請書の内容を踏まえ、当該相手国の権限ある当局と協議して、その同意があつた場合は、国際協力排出削減量の増加の記録をすることができるものとした。(第五七条の四第五項関係)

6 国際協力排出削減量の管理

(一) 国際協力排出削減量口座簿の作成等

主務大臣は、国際協力排出削減量口座簿を作成し、国際協力排出削減量の取得、保有及び移転を行うため、政府保有口座及び法人等保有口座を開設するものとした。(第五七条の六第一項関係)

7 振替手続

(二) 国際協力排出削減量の取得及び移転は、主務大臣が、国際協力排出削減量口座簿において、当該国際協力排出削減量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとした。(第五七条の一第一項関係)

8 活用製品等の普及の促進

(一) 事業者は、日常生活用製品等の製造等を行って、その利用並びに資材及び原材料の調達、製造、輸入、販売又は提供、廃棄その他の取扱い（以下「利用等」という。）に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めるものとした。(第二四条第一項関係)

(二) 政府は、日常生活用製品等の製造等を行う者による当該日常生活用製品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出の量に関する情報の提供の促進その他の温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとした。(第五九条関係)

(三) 環境大臣による地球温暖化防止活動の促進

環境大臣は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に資する生活様式等の改善その他の地球温暖化対策の推進を図るために活動の促進に努めるものとした。(第四一条関係)

(四) 割当量口座簿等に係る規定を削り、その他所要の規定の整備を行うこととした。(第九章及び主務大臣は、その指定する者（二）において「指定実施機関」という。)に、5及び6の規定による主務大臣の事務（二）において「国際協力排出削減量関係事務」という。)の全部又は一部を行わせることができるものとした。(第五七条の一九第一項関係)

(二) 指定実施機関の指定は、全国に一を限り、国際協力排出削減量関係事務を行おうとする者の申請により行うものとした。(第五七条の二第一項関係)

(三) その他所要の規定の整備を行うこととした。(第五七条の一九第三項及び第四項並びに第五七条の二〇、第五七条の三三関係)

(四) 第五七条の二〇を経過する日（令和二年一月二日）までとするとした。(第九条の二第一項関係)

(一) 捕償金の支給の請求期限の延長

ハンセン病元患者家族に対する捕償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（法律第五七号）（厚生労働省）

（二）

（三）

（四）

（五）

（一）

（二）

（三）

（四）

（五）

（一）

（二）

（三）

（四）

（五）

(地方自治法の一部改正)
第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)の項第二号中「及び第十一項第三号(これららの規定を第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項)を「(第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項及び第二十二条の五第九項)に改め、同項第三号(第二十二条の三第五項、第二十二条の四第二項及び第二十二条の五第九項)に改め、同項第三号中「第二十二条の二第四項第七号」を「(第二十二条の二第四項第九号)に改め、「場合」の下に「並びに第二十二条の五第四項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合」を加え、同項第四号中「第二十二条の二第四項第八号」を「(第二十二条の二第四項第十号)に改め、同項第五号中「及び第二十二条の四第二項」を「(第二十二条の四第二項及び第二十二条の五第九項)に改め、同項第六号中「含む。」の下に「及び第二十二条の五第十項」を「(第二十二条の二第十一項第三号)の下に「並びに第二十二条の五第五項の規定により読み替えて適用する第二十二条の二第四項第四号」を加え、同項に次の一号を加える。」

八 第二十二条の五第八項の規定により読み替えて適用する第二十二条の二第四項第十号の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の第二項の政令で定める市が処理することとされている事務(同法第五十五条の三の三第一項に係るものに限る。)

(農業協同組合法の一部改正)

第六条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第六項第十三号中「算定期当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第七項第七号中「算定期当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(金融商品取引法の一部改正)

第七条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八十七条の二第一項ただし書中「算定期当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「(第二条第八項)に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第八条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第十七号中「算定期当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第七項第七号中「算定期当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

第九条の九第六項第十二号中「算定期当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(商品先物取引法の一部改正)

第九条 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「算定期当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

第三条の二第一項第一号及び第九十六条の三十七第一項た

だし書中「算定期当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(長期信用銀行法の一部改正)

第十一条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「算定期当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第六項第七号中「算定期当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

第五十四条第四項第十三号中「算定期当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の一部改正)

第十八条 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「第二十二条第六項」を「第二十二条第七項」に改める。

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

第十九条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第四百二十四条第十二号中「第六十七条第一項及び第六十九条」を「及び第六十七条第一項」に改める。

(ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。)

内閣総理大臣 岸田 文雄

(労働金庫法の一部改正)

第十二条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項第十八号中「算定期当量」を「国際協力排出削減量」に、「第一条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第七項第五号中「算定期当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

第五十八条の二第一項第十六号及び第三項第七号中「算定期当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四号及び第九十四号中「算定期当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(銀行法の一部改正)

第十四条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第十四号中「算定期当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

(保険業法の一部改正)

第十五条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項第八号中「算定期当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

第九十九条第二項第四号中「算定期当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十六条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第四項第十六号中「算定期当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第七項第五号中「算定期当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)

第十七条 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第四項第十八号中「算定期当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第七項第五号中「算定期当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の一部改正)

第十八条 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「第二十二条第六項」を「第二十二条第七項」に改める。

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

第十九条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第四百二十四条第十二号中「第六十七条第一項及び第六十九条」を「及び第六十七条第一項」に改める。

(ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。)

内閣総理大臣 岸田 文雄

農林水産大臣 松本 剛明
経済産業大臣 坂本 哲志
環境大臣 斎藤 健
内閣総理大臣 岸田 文雄

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

- 法律第五十七号**
ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律
ハ
ンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年法律第五十五号)の一部を
次のように改正する。
第九条第二項中「五年」を「十年」に改める。
- この法律は、公布の日から施行する。
- 附 則**
- スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律をここに公布する。
- 御名 御璽
- 令和六年六月十九日
- 厚生労働大臣 武見 敬三
内閣総理大臣 岸田 文雄
- 内閣総理大臣 岸田 文雄
- 法律第五十八号
スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律
- 目次
- 第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 特定ソフトウェア事業者の指定等(第三条・第四条)
第三章 指定事業者の義務(第五条)
第一節 指定事業者の禁止行為(第五条—第九条)
第二節 指定事業者による報告書の提出等(第十四条)
第三節 指定事業者による報告書の提出等(第十五条)
第四章 違反に対する措置等(第十六条—第十七条)
第五章 差止請求、損害賠償等(第三十一条—第四十一条)
第六章 雜則(第四十二条—第四十八条)
第七章 罰則(第四十九条—第五十八条)
附則
- 第一章 総則(目的)**
- 第一条 この法律は、我が国においてスマートフォンが国民生活及び経済活動の基盤としての役割を果たしていることに鑑み、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェアの提供等を行う事業者に対し、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者としての立場を利用して自ら提供する商品又は役務を競争上優位にすること及び特定ソフトウェアを利用する事業者の事業活動に不利益を及ぼすことの禁止等について定めることにより、特定ソフトウェアに係る公正かつ自由な競争の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
- 第二条 この法律において「スマートフォン」とは、次の各号のいずれにも該当する端末をいう。
- 一 常時携帯して利用できる大きさであること。
二 当該端末にソフトウェア(プログラム(電子計算機に対する指令であつて、その結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下この条及び第八条第三号において同じ。))を追加的に組み込み、当該ソフトウェアを当該端末で利用できること。
三 当該端末を用いて電話及びインターネットの利用ができること。
- 2 この法律において「スマートフォンに組み込まれ、主としてスマートフォンの動作の制御を行つたための情報処理を行うよう構成されたソフトウェアをいう。
- 3 この法律において「個別ソフトウェア」とは、スマートフォンに組み込まれ、基本動作ソフトウェアを通じて電子メールの送受信、地図の表示その他のスマートフォンの利用者の個別の用途に供されるよう構成されたソフトウェアをいう。
- 4 この法律において「アリストア」とは、個別ソフトウェアのうち、他の個別ソフトウェアを有償又は無償で提供して、当該他の個別ソフトウェアをスマートフォンに組み込む用途に供されるものをいう。
- 5 この法律において「ブラウザ」とは、個別ソフトウェアのうち、主としてインターネットを利用してウェブページ(インターネットを利用するための電子的記録)を閲覧することができる電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十五条及び第三十六条第一項第一号において同じ。)であつて公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。)を閲覧する用途に供されるものをいう。
- 6 この法律において「検索エンジン」とは、入力された検索情報(検索により求める情報をいう。)に対応して当該検索情報が記録された不特定多数のウェブページのドメイン名(インターネットにおいて、個々の電子計算機を識別するために割り当てられる番号、記号又は文字の組合せ)に対応する文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合をいう。)その他の所在に関する情報を出力するソフトウェアをいう。
- 7 この法律において「特定ソフトウェア」とは、基本動作ソフトウェア、アリストア、ブラウザ及び検索エンジンを総称する。
- 8 この法律において「特定ソフトウェアの提供等」とは、基本動作ソフトウェア、アリストア若しくはブラウザの提供又は検索エンジンを用いた検索業務(スマートフォンの利用者が検索により求めた情報を特定の分野又は画像、映像その他の特定の形式に限定することなく表示する役務をいう。第九条及び第十二条第二号イにおいて同じ。)の提供をいう。
- 9 この法律において「個別アプリ事業者」とは、個別ソフトウェアを提供する事業者(私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)第二条第一項に規定する事業者をいう。以下同じ。)をいう。
- 10 この法律において「ウェブサイト事業者」とは、商品又は役務の提供を目的としてスマートフォンを利用する公衆へのウェブページ又はその集合物の提示を行う事業者をいう。
- 第二章 特定ソフトウェア事業者の指定等(特定ソフトウェア事業者の指定)**
- 第三条 公正取引委員会は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者(次項において「特定ソフトウェア事業者」という。)のうち、当該特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得るものとして特定ソフトウェアの種類ごとに利用者の数その他の当該事業の規模を示す指標により政令で定める規模以上であるものを、次章の規定の適用を受ける者として指定するものとする。
- 4 特定ソフトウェア事業者は、その行う特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が前項の政令で定める規模以上であるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定ソフトウェアの種類ごとに公正取引委員会規則で定める事項を公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、同項の規定による指定(以下この章及び次章において単に「指定」という。)を受けた者(以下「指定事業者」という。)にあつては、当該指定に係る特定ソフトウェアについては、この限りでない。

健難発1122第5号
令和元年11月22日

公益社団法人日本医師会 会長 殿

厚生労働省健康局難病対策課長
(公印省略)

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」
の施行について（協力依頼）

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」（令和元年法律第55号。以下「法」という。）が令和元年11月22日に公布され、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則」（令和元年厚生労働省令第73号。以下「施行規則」という。）とともに、同日に施行されました。

今後、厚生労働省としては、対象となる方からの請求に基づき、補償金の支給事務を行うこととなります。法の円滑な施行に向けて、貴会におかれましても、下記の事項につき、御理解、御協力をいただくるとともに、都道府県医師会を通じ管下の医療機関等にも周知していただきたいと存じます。

記

1. 制度の周知

法において、国は、補償金の支給手続等についての周知を行うこととされており、支給対象となる方に、効果的な周知を行うため、様々な場所や機会を通じて、周知を行っていきたいと考えております。

貴会におかれても、例えば、管下の医療機関等でのリーフレット（別添1）の配布や、メールマガジン等による厚生労働省の相談窓口の案内等を行っていただくななど、制度の周知に御協力いただきますようよろしくお願いします。

2. 請求者に係る記録の調査等

法において、厚生労働大臣は、補償金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行うこととされており、当該者は、厚生労働大臣に、請求書を提出しなければならないこととされていま

す。請求書には、請求者と一定の家族関係を有したことがある者がハンセン病元患者（法第2条第1項に規定する「ハンセン病元患者」をいう。以下同じ。）であることを証明することができる書類を添付する必要があります。らい予防法（昭和28年法律第214号）が施行されていた当時、ハンセン病療養所以外の医療機関を受診していたハンセン病患者も存在していることから、ハンセン病の治療に係るカルテや診断書等の記録が当該医療機関に残っている可能性があります。また、当該医療機関に記録が残っていないなくても、在職している医師や職員から当該請求者がハンセン病に罹患していた事実に関する証言が得られるのであれば、認定にあたっての重要な判断材料となります。各医療機関において、請求者からカルテ等の請求を受けた場合には、可能な限り速やかに関係資料を提供していただきますようお願いします。

なお、請求者への関係書類の提供に当たっては、本人（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第8項に規定する「本人」をいう。）の同意が得られていることを確認するなどの個人情報保護法に則った対応により、ハンセン病元患者のプライバシーの保護に十分配慮いただくようお願いします。

3. 医師の意見書の作成等

施行規則において、補償金を請求する際には、請求者は、「請求に係るハンセン病元患者が法第2条第1項各号に掲げる者に該当することを証明することができる書類」を請求書に添付することとされており、請求者は、施行規則第4条第4号各号に規定する金銭の支払を受けたことを証明することができる資料や、請求に係るハンセン病元患者が平成8年3月31日までの間にハンセン病療養所に入所していたことを証明することができる在園証明書等を提出する必要があります。

他方で、前述の金銭の受給歴やハンセン病療養所への入所歴がないハンセン病元患者がいることも否定できないため、万が一、上述の書類が提出できない場合には、ハンセン病元患者のハンセン病の発病歴及び発病時期に関する医師の意見書の提出を求めるとしております。

各医療機関におかれでは、請求者から求めがあった場合には、可能な限り意見書の作成又はハンセン病を専門とする医師の紹介に御協力をよろしくお願いします。なお、ハンセン病を専門とする医師については、必要に応じ、国立ハンセン病療養所にお問い合わせください。

あわせて、意見書の作成等に当たっては、請求者のプライバシー保護に十分配慮いただくようお願いします。

別添1：ハンセン病元患者家族に対する補償金に関するリーフレット

別添2：ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律関係資料
(関係法令・通知)

<参考>ハンセン病元患者家族に対する補償金に関するQ & A

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/hansen/index.html

(照会先)

厚生労働省健康局難病対策課

ハンセン病元患者家族補償金支給業務室

電話：03-5253-1111（内線 2148、2151）

直通：03-3595-2239

担当：秋山、山形

ハンセン病元患者の御家族の皆様へのお知らせ ～補償金の支給制度について～

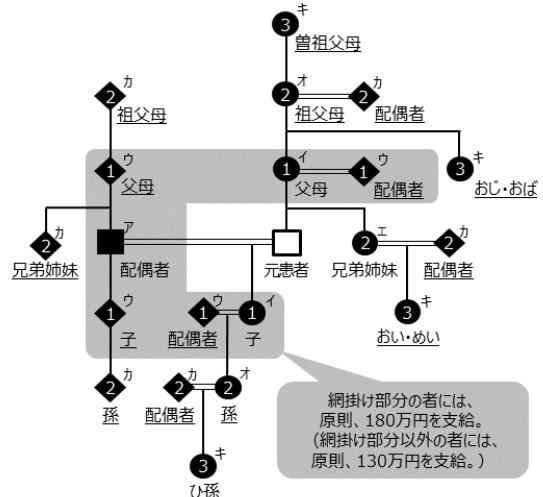
- 令和元年(2019年)11月15日に、議員立法により「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号。以下「法」という。）」が成立し、同年11月22日に公布・施行されました。
- 法の前文では、ハンセン病の隔離政策の下、ハンセン病元患者家族等が、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、これに対する取組がなされてこなかった、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびする旨が述べられています。
- 法に基づき、対象となるハンセン病元患者の御家族の方々に補償金を支給いたします。

1. 補償金の支給対象となる方及び補償金の額について

平成8年（1996年）3月31日までの間（らい予防法が廃止されるまでの間）にハンセン病の発病歴（※1）・国内等居住歴（※2）のある方と次のア～キの関係にあったことがある方（※3）であって、現在、生存されている方が対象となります。なお、「配偶者」には、事実婚の配偶者も含みます。

	対象者	補償金の額
ア	配偶者	
イ	親、子	
ウ	1親等の姻族等（※4）であって、ハンセン病歴のある方と同居（※5）していた方	180万円
エ	兄弟姉妹	
オ	祖父母・孫であって、ハンセン病歴のある方と同居（※5）していた方	
カ	2親等の姻族等（※6）であって、ハンセン病歴のある方と同居（※5）していた方	130万円
キ	曾祖父母・ひ孫・おじ・おば・おい・めいであって、ハンセン病歴のある方と同居（※5）していた方	

- ：血族
 - ・親子や兄弟姉妹のように、血縁関係がある者
 - ・養子と、養親及びその血族
 - ◆：姻族
 - ・配偶者の血族又は血族の配偶者
- 1～3：親等数（下線付きの者は、元患者と対象期間に同居していたことがある場合のみ対象。）



※1 ハンセン病療養所への入所歴の有無やハンセン病が治癒した時期は問いません。ただし、台湾、朝鮮等の本邦以外の地域に居住しており、日本に居住したことのない場合には、昭和20年（1945年）8月15日までにハンセン病を発病した方に限ります。

※2 昭和20年（1945年）8月15日までの台湾、朝鮮等の本邦以外の地域を含みます。

※3 ハンセン病歴のある方のハンセン病の発病（発病時にハンセン病歴がある方が国内等に居住していなかった場合は、当該者が国内等に住所を有するに至った時）から平成8年（1996年）3月31日まで（台湾、朝鮮等の本邦以外の地域に居住しており、日本に居住したことのない場合は、昭和20年（1945年）8月15日まで）の間に当該ハンセン病歴のある方とア～キの関係にあったことがあり、当該関係があった期間に国内等居住歴（※2）がある方が対象です。

※4 1親等の姻族等には、親・子の配偶者及び配偶者の親・子が含まれます。

※5 「同居」とは、発病から平成8年（1996年）3月31日までの間に日本において（日本に居住したことのない場合には、昭和20年（1945年）8月15日までの間に台湾、朝鮮等の本邦以外の地域において）生活の本拠を同一にしていましたことを意味し、休暇時の帰省等の一時的な滞在は含みません。

※6 2親等の姻族等には、祖父母・兄弟姉妹・孫の配偶者及び配偶者の祖父母・兄弟姉妹・孫が含まれます。

2. 補償金の請求手続について

- ・ 請求書は、厚生労働省(下記の補償金担当窓口)に郵送してください。記載は日本語のみ可。
- ・ 請求書の様式は、厚生労働省のホームページ(ダウンロード)に掲載しているほか、御連絡をいただければ個別に郵送いたします。
- ・ 請求期限は、令和元年(2019年)11月22日(法律の施行日)から5年以内(令和6年(2024年)11月21日まで)です。
- ・ 詳しくは、厚生労働省のホームページに掲載している、「ハンセン病元患者家族に対する補償金Q&A」を参照ください。

<請求書の記載事項や添付書類について>

- 請求書には、様式に沿って、元患者がハンセン病の診断を受けた年月日又はハンセン病療養所に入所していた年月日、療養所の名称及び所在地、元患者との関係性などを記載してください。
- 請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください(※印のものは、厚生労働省ホームページに様式を掲載しています。)
 - ・ 添付書類チェックシート(※)
 - ・ 住民票の写しなど請求者の氏名、性別、生年月日、住所又は居所を証明する書類
 - ・ 請求者の家族であったことがある方で平成8年3月31日までのハンセン病の発病歴があることを証明する書類
 - ・ 請求者及びハンセン病歴のある方それが国内等居住要件を満たすことを証明する書類
 - ・ 請求者が上記※3の期間にハンセン病歴のある方と請求書に記載の家族関係であったことを証明する書類
 - ・ 請求者が上記1. ウ、オ、カ又はキである場合、当該ハンセン病歴のある方と※3の期間に同居していたことを証明する書類
 - ・ 補償金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにできる書類(通帳やキャッシュカードの写しなど)
 - ・ その他請求に係る事実を証明する資料(例: 国立ハンセン病療養所の入所期間証明書、戸籍謄本、関係者の陳述書など)
 - ・ 添付書類の日本語訳(外国語で作成された添付資料がある場合のみ)

3. 担当窓口

請求書の提出や請求に関する御相談については、厚生労働省(健康局難病対策課ハンセン病元患者家族補償金支給業務室)の下記の担当窓口に御連絡ください。

厚生労働省 補償金担当窓口

電話番号 03-3595-2262

受付時間 10:00~16:00
(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

宛先 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省健康局補償金担当宛て

メールアドレス hoshoukin@mhlw.go.jp

医政発1122第1号
健発1122第1号
令和元年11月22日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)
厚生労働省健康局長
(公印省略)

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律、
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律
等の施行について（通知）

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」（令和元年法律第55号。以下「補償法」という。）、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則」（令和元年厚生労働省令第73号。以下「補償法施行規則」という。）及び「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律第2条第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所並びに同項第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める本邦以外の地域」（令和元年厚生労働省告示第172号）並びに「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第56号）及び「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第11条の2第1項の規定による国立ハンセン病療養所医師等の兼業等に関する規則」（令和元年内閣官房令・厚生労働省令第1号。以下「国立ハンセン病療養所医師等兼業規則」という。）については、いずれも令和元年11月22日に公布され、同日から施行されました。その詳細については、下記のとおりであるので、その内容につき十分御了知の上、関係者への周知等につき特段の御配慮をお願いします。

記

第1 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律について

1 前文

補償法には、以下の前文がおかれてていること。

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病元患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。その精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題の解決等を図るため、平成13年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、さらに、残された問題に対応し、その療養等の保障、福祉の増進及び名誉の回復等を図るため、平成20年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定された。

しかるに、ハンセン病元患者家族等も、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、国会及び政府においてこれに対する取組がなされてこなかった。

国会及び政府は、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにするものである。

ここに、国会及び政府が責任を持ってこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、ハンセン病元患者家族等の癒し難い心の傷痕の回復と今後の生活の平穏に資することを希求して、ハンセン病元患者家族がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復及び福祉の増進を図るため、この法律を制定する。

2 定義

- (1) 補償法において、「ハンセン病元患者」とは、次の①から④までの者をいうこと。
- ① らい予防法の廃止に関する法律（以下「廃止法」という。）によりらい予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所その他の本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者
 - ② 廃止法によりらい予防法が廃止されるまでの間にハンセン病を発病し、その発病の時から当該廃止されるまでの間に本邦に住所を有したことのある者

- ③ 昭和 20 年 8 月 15 日までの間に、本邦以外の地域に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者
 - ④ 昭和 20 年 8 月 15 日までの間にハンセン病を発病し、その発病の時から同日までの間に厚生労働大臣が定める本邦以外の地域に住所を有したことのある者
- (2) 補償法において、「ハンセン病元患者家族」とは、ハンセン病元患者がハンセン病を発病した時（その発病の時に当該ハンセン病元患者が本邦に住所を有しなかった場合にあっては、当該ハンセン病元患者が本邦に住所を有するに至った時）から廃止法によりらい予防法が廃止されるまでの間に、次の①から⑦までのいずれかに該当したことがある者（①から⑦までのいずれかに該当する者であった期間に本邦に住所を有したことがある者に限る。）であって、この法律の施行の日において生存しているものをいうこと。
- ① ハンセン病元患者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - ② ハンセン病元患者の一親等の血族
 - ③ ハンセン病元患者の一親等の姻族その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの
 - ④ ハンセン病元患者の二親等の血族（兄弟姉妹に限る。）
 - ⑤ ハンセン病元患者の二親等の血族（兄弟姉妹を除く。）であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの
 - ⑥ ハンセン病元患者の二親等の姻族その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの
 - ⑦ ハンセン病元患者の三親等の血族であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの
- (3) (1)、(2) に定めるほか、ハンセン病元患者及びハンセン病元患者家族の具体的要件は、次のとおりであること。
- ① ハンセン病元患者について、ハンセン病療養所への入所歴の有無は問わないこと。また、令和元年 6 月 28 日熊本地方裁判所平成 28 年（ワ）第 109 号国家賠償請求事件（第 1 事件）及び同年（ワ）第 231 号国家賠償請求事件（第 2 事件）判決（以下「判決」という。）で「入所歴」が評価されなかった昭和 35 年以前、昭和 47 年前の沖縄、及び入所後にも家族と時々面会があった場合も、その発病歴を評価すること。

- ② ハンセン病元患者家族について、差別の認識時期等の主観的な要素は問わないこと。
- ③ 事実婚により、上記（2）の姻族関係と同等の関係が生じていた場合（事実婚の配偶者の連れ子等）、当該者をハンセン病元患者家族に含むこと。
- ④ 「同居」とは、生活の本拠を同一にしていたことを意味し、休暇時の帰省等の一時的な滞在は含まないこと。
- ⑤ 昭和 20 年 8 月 15 日までの間にあっては、台湾、朝鮮等も「本邦」と同様の取扱いとすること。

3 换算金の額

換算金の額は、①又は②のハンセン病元患者家族の区分に応じ、①又は②に定める額とすること。

- ① 第 1 の 2 (2) の①から③までのいずれかに該当する者 180 万円
- ② 第 1 の 2 (2) の④から⑦までのいずれかに該当する者 130 万円

4 支給の調整

(1) 既に支給を受けた換算金との調整

換算金は、ハンセン病元患者家族が既に換算金の支給を受けた場合には、支給しないこと。ただし、第 1 の 3 ②の者として既に換算金の支給を受けた者が第 1 の 3 ①の者として換算金の支給を受けようとするときは、第 1 の 3 ①の額から第 2 の 3 ②の額を控除した額の換算金を支給すること。

(2) ハンセン病療養所入所者等に対する換算金等との調整

換算金は、ハンセン病元患者家族が既に次の①から③の金銭の支払を受けた場合には、支給しないこと。

- ① ハンセン病療養所入所者等に対する換算金の支給等に関する法律による換算金の支給
- ② ハンセン病の患者であった者として国から受けたハンセン病に係る国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）による損害賠償
- ③ ハンセン病に係る裁判上の和解（ハンセン病の患者であった者と国との間で合意された平成 13 年 7 月 23 日付けの基本合意書又は平成 14 年 1 月 28 日付けの基本合意書に基づく裁判上の和解をいう。）に基づく金銭の支払

(3) 異なるハンセン病元患者の家族として受けた損害賠償等との調整

補償金の支給を受けようとするハンセン病元患者家族が既に当該補償金に係るハンセン病元患者とは異なるハンセン病元患者の家族として国家賠償法による損害賠償その他の損害の填補を受けたときは、当該補償金の額から当該損害賠償その他の損害の填補の額を控除した額の補償金を支給すること。

(4) 損害賠償等がされた場合の調整

- ① 補償金の支給を受けるべき者が同一の事由について国から国家賠償法による損害賠償その他の損害の填補を受けたときは、国は、その価額の限度で、補償金を支給する義務を免れること。
- ② 国は、補償金を支給したときは、同一の事由については、その価額の限度で、国家賠償法による損害賠償の責任を免れること。

5 支払未済の補償金

ハンセン病元患者家族が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき補償金でその支払を受けなかつたものがあるときは、これをその者の配偶者等の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給すること。

6 支給の手続

(1) 請求

- ① 厚生労働大臣は、補償金を受給しようとする者の請求に基づき、支給を受ける権利の認定（以下「認定」という。）を行い、当該認定を受けた者に対し、補償金を支給すること。
- ② 請求期限は、施行の日から5年以内とすること。請求期限については、この法律の施行後における請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとすること。
- ③ 請求をしようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に、請求をする者及び請求に係るハンセン病元患者の氏名、請求に係るハンセン病元患者との関係等を記載した請求書を提出しなければならないこと。

(2) 請求に係る厚生労働大臣による調査

- ① 厚生労働大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、請求をした者（以下「請求者」という。）その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、又は出頭を命じることができるのこと。

② 厚生労働大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるのこと。

(3) 請求に係る審査会による審査

- ① 厚生労働大臣は、請求を受けたときは、当該請求に係る請求者がハンセン病元患者家族であることを確認することができる場合を除き、当該請求の内容をハンセン病元患者家族補償金認定審査会（以下「審査会」という。）に通知し、その審査を求めなければならないこと。
- ② 審査会は、審査を求められたときは、請求者がハンセン病元患者家族であるかどうかについて審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならないこと。
- ③ 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、請求者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、又は出頭を命じることができるとともに、必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができること。
- ④ 審査会は、審査において、請求者及び関係人の陳述、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行うものとすること。
- ⑤ 厚生労働大臣は、②による通知があった審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとすること。

(4) 公務所等の協力

公務所又は公私の団体は、厚生労働大臣又は審査会から必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならないこと。

(5) 補償金の支給手続等についての周知、相談支援等

国は、対象者に対し補償金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるとともに、相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとすること。

7 補償金に係る非課税等

補償金の受給権の譲渡の禁止等、不正利得の徴収、非課税の規定を設けること。

8 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会

(1) 厚生労働省に、審査会を置くこと。

- (2) 審査会は、5人以上政令で定める人数以内の委員をもって組織すること。
- (3) 委員は、医療、法律等に関する優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命すること。
- (4) その他審査会に関し必要な事項は、政令で定めること。

9 名誉の回復及び福祉の増進

- (1) 国は、ハンセン病元患者家族等について、名誉の回復及び福祉の増進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
- (2) (1) の措置を講ずるに当たっては、ハンセン病元患者及びハンセン病元患者家族等の意見を尊重するものとすること。

第2 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部改正について

1 前文

前文に、ハンセン病の患者であった者等の家族についても、同様の未解決の問題が多く残されているため、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」を制定するとともに、これらの者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようとするための基盤整備等を行い、偏見と差別のない社会の実現に真摯に取り組んでいかなければならない旨を追加すること。

2 名誉の回復等の規定への家族の追加

ハンセン病の患者であった者等の家族についても、福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年第82号）において、これまで「ハンセン病の患者であった者等」を対象としていた以下の諸規定（趣旨、基本理念、国及び地方公共団体の責務、関係者の意見の反映のための措置並びに名誉の回復）にハンセン病の患者であった者等の家族を追加すること。

何人も、ハンセン病の患者であった者等の家族に対して、ハンセン病の患者であった者等の家族であることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないものとすること。

3 ハンセン病の患者であった者等とその家族との間の家族関係の回復のための支援等

国及び地方公共団体は、ハンセン病の患者であった者等とその家族との間の家族関係の回復を促進すること等により、ハンセン病の患者であった者等の家族が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようするため、ハンセン病の患者であった者等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとすること。

4 国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の充実の努力義務

国は、国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

5 医師の兼業に関する特例

国立ハンセン病療養所医師等は、所外診療（病院又は診療所その他これらに準ずるものとして国立ハンセン病療養所医師等兼業規則で定める施設において行う医業又は歯科医業をいう。以下同じ。）を行おうとする場合において、所外診療を行うことが、

- （1）その正規の勤務時間において、勤務しないこととなる場合
- （2）報酬を得て、行うこととなる場合

のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の承認を受けることができるのこととすること。

なお、国立ハンセン病療養所医師等兼業規則において、国立ハンセン病療養所医師等が所外診療を行える兼業先施設の種類及び厚生労働大臣が兼業の承認を行う場合の基準等を規定する。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和元年十一月二十二日

内閣総理大臣 安倍晋三

法律第五十五号

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 補償金の支給（第二条・第十八条）

第三章 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会（第十九条～第二十三条）

第四章 名誉の回復等（第二十四条）

第五章 雜則（第二十五条～第二十九条）

附則

〔らい予防法〕を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病元患者は、これまで、偏見と差別のなかで多大の苦痛と苦難を強いられてきた。その精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題の解決等を図るために、平成十三年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、さらに、残された問題に対応し、その療養等の保障、福祉の増進及び名誉の回復等を図るため、平成二十年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定された。

国会及び政府は、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびすることなく、その問題の重大性が認識されず、国会及び政府においてこれに対する取組がなされてこなかつた。

ここに、国会及び政府が責任を持つてこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、ハンセン病元患者家族等の癒し難い心の傷痕の回復と今後の生活の平穀に資することを希求して、ハンセン病元患者家族等の回復及び福祉の増進を図るため、この法律を制定する。

（趣旨）
第一章 総則

第一条 この法律は、ハンセン病元患者家族の被つた精神的苦痛を慰謝するための補償金（以下単に「補償金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復等について定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「ハンセン病元患者」とは、次に掲げる者をいう。

一　らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号。以下この条において「廃止法」という。）によりらい予防法（昭和二十八年法律第二百四十四号）が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所（廃止法第一条の規定による廃止前のらい予防法（以下この項において「旧らい予防法」という。）に入所していた者

二 廃止法によりらい予防法が廃止されるまでの間にハンセン病を発病し、その発病の時から当該廃止されるまでの間に本邦に住所を有したことがある者（前号に掲げる者を除く。）

三 昭和二十年八月十五日までの間に、行政諸法台湾施行令（大正十一年勅令第五百二十一号）第一条の規定により台湾に施行された旧らい予防法附則第二項の規定による廃止前の癆予防法（明治四十年法律第一号）第三条第一項の国立癆療養所、朝鮮癆予防令（昭和十年制令第四号）第五条の朝鮮総督府癆療養所その他の本邦以外の地域に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（第十一条第四号において「国外ハンセン病療養所」という。）に入所していた者（前二号に掲げる者を除く。）

四 昭和二十年八月十五日までの間にハンセン病を発病し、その発病の時から同日までの間に行政諸法台湾施行令第一条の規定により旧らい予防法附則第二項の規定による廃止前の癆予防法が施行されていた地域、朝鮮癆予防令が施行されていた地域その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（第十一条第四号において「国外ハンセン病療養所」という。）に入所していた者（前二号に掲げる者を除く。）

五 この法律において「ハンセン病元患者家族」とは、ハンセン病元患者がハンセン病を発病した時（その発病の時に当該ハンセン病元患者が本邦（昭和二十年八月十五日までの間にあつては、前項第四号に規定する厚生労働大臣が定める本邦以外の地域を含む。以下この項において同じ。）に住所を有しなかつた場合には、当該ハンセン病元患者が本邦に住所を有するに至つた時）から廃止法によりらい予防法が廃止されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当したことがある者（当該各号に該当する者があつた期間に本邦に住所を有したことがある者に限る。）であつて、この法律の施行の日（第九条第二項において「施行日」という。）において生存しているものをいう。

六 ハンセン病元患者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第十条第一項において同じ。）

七 ハンセン病元患者の一親等の血族

三 ハンセン病元患者の一親等の姻族その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者であつて、当該ハンセン病元患者と同居しているもの

四 ハンセン病元患者の二親等の血族（兄弟姉妹を除く。）であつて、当該ハンセン病元患者と同居しているもの

五 ハンセン病元患者の二親等の血族（兄弟姉妹を除く。）であつて、当該ハンセン病元患者と同居しているもの

六 ハンセン病元患者の二親等の姻族その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者であつて、当該ハンセン病元患者と同居しているもの

七 ハンセン病元患者の三親等の血族であつて、当該ハンセン病元患者と同居しているもの

第一章 補償金の支給

（補償金の支給）

第三条 国は、この法律の定めるところにより、ハンセン病元患者家族に対し、補償金を支給する。

（補償金の額）

第四条 補償金の額は、次の各号に掲げるハンセン病元患者家族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一条第二項第一号から第二号までのいずれかに該当する者

百八十万円

二 第一条第二項第四号から第七号までのいずれかに該当する者

百三十万円

（既に支給を受けた補償金との調整）

第五条 補償金は、ハンセン病元患者家族が既に補償金の支給（第十条第一項の規定による補償金の支給を除く。）を受けた場合には、支給しない。ただし、前条第二号に掲げる者として既に補償金の支給を受けた者が同条第一号に掲げる者として補償金の支給を受けようとするときは、同号に定める額から同条第二号に定める額を控除した額の補償金を支給する。

（ハンセン病療養所入所者等に対する補償金等との調整）

第六条 補償金は、ハンセン病元患者家族が既にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第三条の規定による補償金の支給（同法第六条第一項の規定による補償金の支給を除く。）その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める金額の支給を受けた場合には、支給しない。

(会長)

第二十一条 審査会に、会長一人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

3 審査会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任期)

第二十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(政令への委任)

第二十三条 この章に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。**第四章** 名誉の回復等**第二十四条** 国は、ハンセン病元患者家族等について、名誉の回復及び福祉の増進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、ハンセン病元患者及びハンセン病元患者家族等の意見を尊重するものとする。

第五章 雜則

(戸籍事項の無料証明)

第二十五条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長)は、厚生労働大臣又は補償金の支給を受けようとする者若しくはその遺族若しくは相続人に対して、当該市町村(特別区を含む)の条例で定めるところにより、ハンセン病元患者家族又はその遺族若しくは相続人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(独立行政法人福祉医療機構への委託)

第二十六条 厚生労働大臣は、補償金の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構(次条第一項

及び第二十八条において「機構」という。)に委託することができる。

第二十七条 前条の規定により業務の委託を受けた機構は、補償金の支払及びこれに附帯する業務(以下この項及び次条において「補償金支払等業務」という。)を要する費用(補償金支払等業務の執行に要する費用を含む。次条において同じ。)に充てるため、ハンセン病元患者家族補償金支払基金(次項において「基金」という。)を設ける。

2 基金は、次条の規定により交付された資金をもつて充てるものとする。

第二十八条 政府は、予算の範囲内において、第二十六条の規定により業務の委託を受けた機構に対

ら起算して二月を経過した日から施行する。ただし、第三章及び附則第四条の規定は、公布の日から(請求の期限の検討)

第二条 第九条第二項に規定する請求の期限については、この法律の施行後における請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。(施行期日)
附則
(施行期日)**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章及び附則第四条の規定は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(請求の期限の検討)

(譲渡等の禁止等)

第三条 この法律の円滑な施行を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、ハンセン病元患者家族等に対して国から金銭が支給される場合には、当該金銭の支給を受ける権利については第十七条の規定を、当該金銭については第十八条の規定を、それぞれ準用する。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第四条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の二」に改める。

第六条 第二項中「社会保険審査会」を「ハンセン病元患者家族補償金認定審査会」に改める。

(ハンセン病元患者家族補償金認定審査会)

第十五条の二 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会については、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年法律第五十五号)(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の四の次に次の二条を加える。

(補償金の支払の業務)

第五条の五 機構は、第十二条第一項並びに附則第五条の二第一項及び第二項並びに第五条の三第一項に規定する業務のほか、当分の間、次の業務を行ふ。

1 一 国の委託を受けて、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年法律第五十五号。次号及び次条第一項において「ハンセン病元患者家族補償金支給法」という。)の規定の補償金の支払を行うこと。

2 二 国の委託を受けて、ハンセン病元患者家族補償金支給法第十条第一項の補償金の支払を行うこと。

(補償金の支払の業務)

第五条の六 機構は、前項の業務に附帯する業務を行ふこと。

1 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行ふこと。

2 二 機構は、前項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(ハンセン病元患者家族補償金支払基金)

3 一 第二項の業務は、第三十三条第二号の規定の適用については、第十二条第一項に規定する業務とみなす。

(ハンセン病元患者家族補償金支払基金)

第五条の六 機構は、前条第一項の業務に要する費用(その執行に要する費用を含む。)に充てるためにハンセン病元患者家族補償金支払基金(次項において「基金」という。)を設け、ハンセン病元患者家族補償金支給法第二十七条第二項の規定において充てるものとされる金額をもつてこれに充てるものとする。

2 機構は、前条第一項の業務を廃止する場合において、基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

○厚生労働省令第七十三号

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第五十五号）第二条第二項第三号及び第六号、第六条、第十一条並びに第二十九条の規定に基づき、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和元年十一月二十二日

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則

（法第一条第二項第三号の厚生労働省令で定める者）

厚生労働大臣 加藤 勝信

第一条 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第五十五号。以下「法」という。）第二条第二項第三号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 ハンセン病元患者の事実婚配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者をいう。次号及び次条において同じ。）の一親等の血族

二 ハンセン病元患者の一親等の血族の事実婚配偶者

（法第一条第二項第六号の厚生労働省令で定める者）

第二条 法第二条第二項第六号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 ハンセン病元患者の事実婚配偶者の二親等の血族

二 ハンセン病元患者の二親等の血族の事実婚配偶者

（法第六条の厚生労働省令で定める金銭の支払）

第三条 法第六条の厚生労働省令で定める金銭の支払は、法第一条に規定する補償金（次条第一項第四号イを除き、以下単に「補償金」という。）の支給を受けようとするハンセン病元患者家族が既にハンセン病の患者であつた者として国から受けた金銭の支払であつて、次に掲げるものとする。

一 ハンセン病に係る国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）による損害賠償

二 ハンセン病に係る裁判上の和解（ハンセン病の患者であつた者と国との間で合意された平成十三年七月二十三日付けの基本合意書又は平成十四年一月二十八日付けの基本合意書に基づく裁判上の和解をいう。次条において同じ。）に基づく金銭の支払

（補償金の請求）

第四条 法第十二条第六号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第九条第一項の補償金の支給の請求（以下単に「請求」という。）をする者の性別、生年月日及び電話番号

二 請求に係るハンセン病元患者の生年月日（これが明らかでない場合はその時期とし、いずれも明らかでないときはその旨とする。）及び当該ハンセン病元患者が死亡している場合にあつては死亡年月日

三 請求に係るハンセン病元患者が入所していた法第二条第一項第一号に規定する国内ハンセン病療養所又は同項第三号に規定する国外ハンセン病療養所（次項第三号イにおいて「国内ハンセン病療養所等」という。）で法第十二条の氏名と異なる氏名を用いていた場合にあつては、当該氏名（これが明らかでないときは、その旨）

四 請求に係るハンセン病元患者に関する事項（これが明らかでないときは、その旨）

イ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第三条の規定による補償金の支給

口 ハンセン病に係る国家賠償法による損害賠償（ハンセン病の患者であつた者として受けた損害に係るものに限る。）

ハ ハンセン病に係る裁判上の和解に基づく金銭の支払

二 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第四項に規定する給与金等の支給

五 請求に係るハンセン病元患者がハンセン病を発病したことについて診断を受けた医療機関の名稱及び所在地（これらの事項が明らかでないときは、その旨）

六 請求に係るハンセン病元患者が本邦（昭和二十年八月十五日までの間にあつては、法第二条第一項第四号に規定する厚生労働大臣が定める本邦以外の地域を含む。次号及び次項において同じ。）に住所を有していた期間

七 請求をする者が本邦に住所を有していた期間

八 請求をする者が法第二条第二項第三号又は第五号から第七号までに掲げる者である場合にあっては、当該請求に係るハンセン病元患者と同居していたことを証明することができる公的機関が発行した書類

九 請求をする者が当該請求に係るハンセン病元患者と同居していたことに関する二名以上の第三者の証言を記載した書面及び当該証言に虚偽がないことを誓約する書面

十 請求をする者が当該ハンセン病元患者が死亡した場合にあっては、その死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

十一 請求年月日

十二 その他参考となるべき事項

一 前項の請求書には、請求をしようとする者が署名又は記名押印をするとともに、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。

二 請求に係るハンセン病元患者が法第二条第一項各号に掲げる者に該当することを証明することができる書類として、次に掲げるもの

三 前号イに掲げる書類を提出できない場合にあつては、次に掲げるいずれかの書類

四 請求に係るハンセン病元患者の国内ハンセン病療養所等への入所期間を証明することができる書類

五 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

六 請求に係るハンセン病元患者が法第二条第一項各号に掲げる者に該当することを証明することができる書類として、次に掲げるもの

七 請求をする者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

八 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

九 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

十 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

十一 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

十二 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

十三 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

十四 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

十五 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

十六 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

十七 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

十八 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

十九 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

二十 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

二十一 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

二十二 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

二十三 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

二十四 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

二十五 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

二十六 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

二十七 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

二十八 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

二十九 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

三十 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

三十一 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

三十二 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

三十三 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

三十四 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

三十五 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

三十六 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

三十七 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

三十八 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

三十九 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

四十 請求に係るハンセン病元患者が本邦に住所を有したことのあることを証明することができる書類

六 請求をする者が法第二条第二項第三号又は第五号から第七号までに掲げる者である場合にあっては、当該請求に係るハンセン病元患者と同居していたことを証明することができる公的機関が発行した書類

七 前号に規定する場合であつて、同号に規定する書類を提出できないときは、次に掲げる書類

八 第二号イ若しくは第三号又は第四号ロ若しくは第五号に掲げる書類を提出できない場合にあつては、厚生労働省の保有する個人情報（請求に係るハンセン病元患者のハンセン病の歴史に関するものに限り、国と当該ハンセン病元患者との間に成立したハンセン病に係る裁判上の和解に関するものを含む。）を補償金の審査及び認定に利用することについての当該ハンセン病元患者の同意書（当該ハンセン病元患者が死亡した場合には、その死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類）

九 前項第九号の金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類

十 その他請求に係る事実を証明することができる書類

（支払未済の補償金の申出）

第五条 法第十条第一項の規定により支払未済の補償金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申出をする者の氏名、性別、生年月日及び住所又は居所及び当該申出に係るハンセン病元患者家族との身分関係

二 ハンセン病元患者家族の氏名、性別、生年月日及び死亡時の住所又は居所

三 ハンセン病元患者家族の死亡年月日

四 支払未済の補償金の払込みを希望する金融機関の名称及び口座番号

五 申出年月日

六 前項の申出書には、申出をしようとする者が署名又は記名押印をするとともに、次に掲げる書類を添えなければならない。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。

七 申出をする者が法第十条第一項の遺族（次条において「遺族」という。）である場合にあつては、次に掲げる書類

一 住民票の写しその他の申出をする者の氏名、性別、生年月日及び住所又は居所を証明することができる書類

二 ハンセン病元患者家族の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

三 申出をする者が法第十条第一項の遺族（次条において「遺族」という。）である場合にあつては、次に掲げる書類

一 住民票の写しその他の申出をする者の氏名、性別、生年月日及び住所又は居所を証明することができる書類

（認定結果の通知）

第六条 厚生労働大臣は、法第九条第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた者（当該認定を受けた者が死亡している場合においては、その者に係る遺族又は当該死亡した者の相続人のうち、前条第一項の申出を行つた者）に、その旨を通知しなければならない。

二 厚生労働大臣は、請求があつた場合において、法第九条第一項の認定をしなかつたときは、請求をした者（当該請求をした者が死亡している場合は、その者に係る遺族又は当該死亡した者の相続人のうち、前条第一項の申出を行つた者）に、その旨を通知しなければならない。

（添付書類の省略）

第七条 第四条第一項又は第五条第一項の規定により請求書又は申出書を提出すべき場合において、厚生労働大臣は、特別な事由があると認めたときは、第四条第二項又は第五条第二項に規定する書類の添付を省略させることができる。

(郵送等による請求書の提出の日)
第八条 法第十一條の請求書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律
 第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便
 事業者による同条第二項に規定する信書便により提出された場合には、その郵便物又は同条第三項
 に規定する信書便物(以下この条において「信書便物」という。)の通信日付印により表示された日
 (その表示がないときは、その表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物について通常
 要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日)にその提出がされたもの
 のとみなす。

		附 則		改 正 後		改 正 前	
		(業務方法書に記載すべき事項の特例)		(業務方法書に記載すべき事項の特例)		(傍線部分は改正部分)	
1	この省令は、公布の日から施行する。	1	この省令は、公布の日から施行する。	1	この省令は、公布の日から施行する。	1	この省令は、公布の日から施行する。
2	(独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正 独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成十五年 厚生労働省令第百四十八号)の一部を次の表のように改正する。	2	(独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正 独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成十五年 厚生労働省令第百四十八号)の一部を次の表のように改正する。	2	(独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正 独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成十五年 厚生労働省令第百四十八号)の一部を次の表のように改正する。	2	(独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正 独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成十五年 厚生労働省令第百四十八号)の一部を次の表のように改正する。
3	一〇五 (略)	一〇五 (略)	一〇五 (略)	一〇五 (略)	一〇五 (略)	一〇五 (略)	一〇五 (略)
4	六 機構法附則第五条の五第一項第一号に 規定するハンセン病元患者家族に対する 补償金の支給等に関する法律(令和元年 法律第五十五号。次号において「ハンセ ン病元患者家族補償金支給法」という。)	六 機構法附則第五条の五第一項第一号に 規定するハンセン病元患者家族に対する 补償金の支給等に関する法律(令和元年 法律第五十五号。次号において「ハンセ ン病元患者家族補償金支給法」という。)	六 機構法附則第五条の五第一項第一号に 規定するハンセン病元患者家族に対する 补償金の支給等に関する法律(令和元年 法律第五十五号。次号において「ハンセ ン病元患者家族補償金支給法」という。)	六 機構法附則第五条の五第一項第一号に 規定するハンセン病元患者家族に対する 补償金の支給等に関する法律(令和元年 法律第五十五号。次号において「ハンセ ン病元患者家族補償金支給法」という。)	六 機構法附則第五条の五第一項第一号に 規定するハンセン病元患者家族に対する 补償金の支給等に関する法律(令和元年 法律第五十五号。次号において「ハンセ ン病元患者家族補償金支給法」という。)	六 機構法附則第五条の五第一項第一号に 規定するハンセン病元患者家族に対する 补償金の支給等に関する法律(令和元年 法律第五十五号。次号において「ハンセ ン病元患者家族補償金支給法」という。)	六 機構法附則第五条の五第一項第一号に 規定するハンセン病元患者家族に対する 补償金の支給等に関する法律(令和元年 法律第五十五号。次号において「ハンセ ン病元患者家族補償金支給法」という。)
5	七 機構法附則第五条の五第一項第二号に 規定するハンセン病元患者家族補償金支 給法第十条第一項の補償金の支払に関する事 項	七 機構法附則第五条の五第一項第二号に 規定するハンセン病元患者家族補償金支 給法第十条第一項の補償金の支払に関する事 項	七 機構法附則第五条の五第一項第二号に 規定するハンセン病元患者家族補償金支 給法第十条第一項の補償金の支払に関する事 項	七 機構法附則第五条の五第一項第二号に 規定するハンセン病元患者家族補償金支 給法第十条第一項の補償金の支払に関する事 項	七 機構法附則第五条の五第一項第二号に 規定するハンセン病元患者家族補償金支 給法第十条第一項の補償金の支払に関する事 項	七 機構法附則第五条の五第一項第二号に 規定するハンセン病元患者家族補償金支 給法第十条第一項の補償金の支払に関する事 項	七 機構法附則第五条の五第一項第二号に 規定するハンセン病元患者家族補償金支 給法第十条第一項の補償金の支払に関する事 項

(共通経費の配賦基準の特例)
第五条 機構法附則第五条の二第五項、第五
 条の三第二項及び第五条の五第二項の規定
 により特別の勘定を設けて経理する場合は、第十条中「経理する場合」とあるのは、第十条中「経
 理する場合並びに同法附則第五条の二第五項及び第五条の五第二項及び第五条の五
 第二項の規定により特別の勘定を設けて経理する場合」とする。

(共通経費の配賦基準の特例)
第五条 機構法附則第五条の二第五項及び第
 五条の三第二項の規定により特別の勘定を
 設けて経理する場合は、「経理する場合並び
 に同法附則第五条の二第五項及び第五条の
 三第二項の規定により特別の勘定を設けて
 経理する場合」とする。

○厚生労働省告示第百七十二号

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第五十五号）第二条第一項第一号、第三号及び第四号の規定に基づき、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律第二条第一項第一号及び第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所並びに同項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める本邦以外の地域を次のように定める。

令和元年十一月二十二日

厚生労働大臣 加藤勝信

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律第二条第一項第一号及び第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所並びに同項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める本邦以外の地域

（法第二条第一項第一号及び第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所）

第一条 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第五十五号）以下「法」という。第二条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所は、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第二条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（平成十三年厚生労働省告示第二百二十四号。以下「平成十三年療養所告示」という。第一項各号に掲げるハンセン病療養所とする。

2 法第二条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所は、平成十三年療養所告示第二項各号に掲げるハンセン病療養所とする。

（法第二条第一項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める本邦以外の地域）

第二条 法第二条第一項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める本邦以外の地域は、次のとおりとする。

一 行政諸法台灣施行令（大正十一年勅令第五百二十一号）第一条の規定によりらい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号）第一条の規定による廃止前のらい予防法（昭和二十八年法律第二百四十四号）附則第二項の規定による廃止前の癪予防法（明治四十一年法律第十一号）が施行されていた地域

二 朝鮮癪予防令（昭和十年制令第四号）が施行されていた地域
共通法（大正七年法律第三十九号）の施行後の同法第一条第二項の権太
旧南洋庁による癪療養所の設置後の南洋群島

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和元年十一月二十二日

法律第五十六号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一項を改正する法律
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成二十年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。前文のうち第一項中「この法律」を「同法」に改め、第三項中「あつた者等」の下に「及びその家族」を加え、第二項の次に次の二項を加える。

ハンセン病の患者であつた者等の家族についても、同様の未解決の問題が多く残されているため、前文のうち第一項中「この法律」を「同法」に改め、第三項中「あつた者等」の下に「及びその家族」を加え、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」を制定するとともに、これらの者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備等を行い、偏見と差別のない社会の実現に真摯に取り組んでいかなければならない。

第一条中「あつた者等」の下に「及びその家族」を加える。
第三条第一項中「あつた者等」の下に「及びその家族」を加え、「その他」を「その他の」に改め、同条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「として」の下に「又はハンセン病の患者であつた者等の家族に対して、ハンセン病の患者であつた者等の家族であることを理由として」を加える。

第四条及び第五条中「あつた者等」の下に「及びその家族」を加える。
第六条の見出し中「ハンセン病の患者であつた者等その他の」を削り、同条中「あつた者等」の下に「、その家族」を加える。

第十一条の見出し及び同条第一項中「整備」の下に「及び充実」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(国家公務員法の特例等)

第十一條の二 国立ハンセン病療養所医師等(国立ハンセン病療養所に勤務する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第四項において「給与法」という)別表第八イ医療職俸給表(又は別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員をいう。以下この条において同じ)は、所外診療(病院又は診療所その他これらに準ずるものとして内閣官房令・厚生労働省令で定める施設(これらの職員が国家公務員の身分を有しないものに限る)において行う医業又は歯科医業(当該国立ハンセン病療養所医師等が団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねることとなるもの及び自ら営利を目的とする私企業を営むこととなるものを除く。)をいう。以下この条において同じ)を行おうとする場合において、当該所外診療を行うことが、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣官房令・厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の承認を受けることができる。
一 その正規の勤務時間(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第十三条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。)において、勤務しないこととなる場合
二 報酬を得て、行うこととなる場合
2 前項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る所外診療を行うため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第一百一条第一項前段の規定は、適用しない。
3 第一項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、報酬を得て、当該承認に係る所外診療を行う場合には、国家公務員法第百四条の許可を要しない。
4 第一項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る所外診療を行うため勤務しない場合には、給与法第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第十七条に次の二項を加える。

2 国及び地方公共団体は、ハンセン病の患者であつた者等とその家族との間の家族関係の回復を促進すること等により、ハンセン病の患者であつた者等の家族が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようするため、ハンセン病の患者であつた者等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。
第十八条中「あつた者等」の下に「及びその家族」を加え、「死没者」を「、ハンセン病の患者であつた死没者」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣	加藤 勝信
内閣総理大臣	安倍 晋三

○内閣官房厚生労働省令第一号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十二条の二、第一項の規定に基づき、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十二条の二、第二項の規定による国立ハンセン病療養所医師等の兼業等に関する規則を次のように定める。

令和元年十一月二十二日

内閣総理大臣 安倍晋三
厚生労働大臣 加藤勝信

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十二条の二、第一項の規定による国立ハンセン病療養所医師等の兼業等に関する規則

（法第十二条の二第一項に規定する内閣官房令・厚生労働省令で定める施設）

第一条 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号。以下「法」という。）

第十二条の二第一項に規定する内閣官房令・厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十三条第一項に規定する産業医を選任すべき事業場

二 精神保健指定医として職務を行う施設

三 その他厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める施設

（所外診療の承認）

第二条 厚生労働大臣は、法第十二条の二第一項の規定により所外診療の承認の申請を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当すると認める場合に限り、当該所外診療を行うことを承認することができる。

- 一 法第七条及び第八条第二項に定める療養に必要な能力の維持向上に資するものであること。
- 二 兼業による著しい疲労その他の身体上又は精神上の理由により、職務の能率的な遂行に悪影響を及ぼすおそれがないこと。
- 三 兼業することが、国家公務員としての信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるおそれがないこと。
- 四 正規の勤務時間において、勤務しないこととなる場合においては、公務の運営に支障がないこと。

（所外診療の承認の申請）

第三条 所外診療の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならない。

- 一 国立ハンセン病療養所医師等の氏名、現住所及びその占める官職並びにその属する職務の級
- 二 国立ハンセン病療養所医師等の正規の勤務時間
- 三 所外診療先及びその職名
- 四 所外診療先における勤務時間、勤務の内容及び所外診療の予定期間
- 五 国立ハンセン病療養所医師等がその正規の勤務時間において、勤務しないこととなる必要の有無及びその内容
- 六 国立ハンセン病療養所医師等が報酬を得て、所外診療を行つ場合には、その金額
- 七 所外診療を必要とする理由
- 八 その他参考となる事項

（承認台帳の整備）

第四条 厚生労働大臣は、国立ハンセン病療養所医師等の所外診療の承認に関する台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

一所外診療を承認した年月日

二 国立ハンセン病療養所医師等の氏名及びその占める官職並びにその属する職務の級
三 所外診療先及びその職名
四 所外診療の予定期間

この命令は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第五十六号）の施行の日（令和元年十一月二十二日）から施行する。

附 則

◎ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一
部を改正する法律

新旧対照条文

○ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病の患者であった者等が地域社会において平穏に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、平成十三年六月、我々は悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表すこととした。同法に基づき、ハンセン病の患者であった者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題は解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等に關しても一定の施策が講ぜられているところである。

しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、ま

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病の患者であった者等が地域社会において平穏に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、平成十三年六月、我々は悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表すこととした。この法律に基づき、ハンセン病の患者であった者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題は解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等に關しても一定の施策が講ぜられているところである。

しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、ま

た、ハンセン病の患者であつた者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。

ハンセン病の患者であつた者等の家族についても、同様の未解決

の問題が多く残されているため、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」を制定するとともに、これらの者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備等を行い、偏見と差別のない社会の実現に真摯に取り組んでいかなければならない。

ここに、ハンセン病の患者であつた者等及びその家族の福祉の増進、名譽の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、この法律を制定する。

(趣旨)

第一条 この法律は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であつて、ハンセン病の患者であつた者等及びその家族の福祉の増進、名譽の回復等に関し現在もなお存在するもの（以下「ハンセン病問題」という。）の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

た、ハンセン病の患者であつた者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。

〔新設〕

ここに、ハンセン病の患者であつた者等の福祉の増進、名譽の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、この法律を制定する。

(趣旨)

第一条 この法律は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であつて、ハンセン病の患者であつた者等及びその家族の福祉の増進、名譽の回復等に関し現在もなお存在するもの（以下「ハンセン病問題」という。）の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本理念)

第三条 ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であつた者等及びその家族が受けた身体及び財産に係る被害その他の社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。

2 「略」

3 何人も、ハンセン病の患者であつた者等に対して、ハンセン病の患者であつたこと若しくはハンセン病に罹患していることを理由として、又はハンセン病の患者であつた者等の家族に対して、ハンセン病の患者であつた者等の家族であることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）

にのつとり、ハンセン病の患者であつた者等及びその家族の福祉の増進等を図るためにの施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(基本理念)

第三条 ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であつた者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。

2 「略」

3 何人も、ハンセン病の患者であつた者等に対して、ハンセン病の患者であつたこと又はハンセン病に罹患していることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）

にのつとり、ハンセン病の患者であつた者等の福祉の増進等を図るためにの施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であつた者等及びその

第五条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であつた者等の福祉の

家族の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の意見の反映のための措置)

第六条 国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病の患者であった者等、その家族その他の関係者との協議者の協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実のための措置)

第十二条 国は、医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実のためには必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 「略」

(国家公務員法の特例等)

第十三条の二 国立ハンセン病療養所医師等（国立ハンセン病療養所に勤務する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。第四項において「給与法」という。）別表第八イ医

(ハンセン病の患者であつた者等その他の関係者の意見の反映のための措置)

第六条 国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病の患者であつた者等その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備のための措置)

第十二条 国は、医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 「略」

〔新設〕

療職俸給表(一)又は別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員をいう。以下この条において同じ。)は、所外診療(病院又は診療所その他これらに準ずるものとして内閣官房令・厚生労働省令で定める施設(これらの職員が国家公務員の身分を有しないものに限る。)において行う医業又は歯科医業(当該国立ハンセン病療養所医師等が団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねることとなるもの及び自ら當利を目的とする私企業を営むこととなるものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)を行おうとする場合において、当該所外診療を行うことが、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣官房令・厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の承認を受けることができる。

一 その正規の勤務時間(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第十三条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。)において、勤務しないこととなる場合

二 報酬を得て、行うこととなる場合

前項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る所外診療を行うため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第一百一条第一項前段の規定は、適用しない。

3| 第一項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、報酬を得て、当該承認に係る所外診療を行う場合には、国家公務員法第

百四条の許可を要しない。

4| 第一項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る所外診療を行うため勤務しない場合には、給与法第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(相談及び情報の提供等)

第十七条 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

2| 国及び地方公共団体は、ハンセン病の患者であつた者等とその家族との間の家族関係の回復を促進すること等により、ハンセン病の患者であつた者等の家族が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、ハンセン病の患者であつた者等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第十七条 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

〔新設〕

第四章 名誉の回復及び死没者の追悼

第十八条 国は、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及等の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正し
い知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、ハンセン病の患者であつた死没者に対する追悼の意を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。

第四章 名誉の回復及び死没者の追悼

第十八条 国は、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、死没者に対する追悼の意を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。